



古河市不育症治療費助成事業のご案内



不育症と診断され、検査や治療を受けた方へ、医療保険が適用されない検査や治療費の一部を助成します。

Q1. どんな費用が対象ですか？

・保険適用外の不育症の検査および治療費

※入院時における差額ベッド代、食事代、文書作成料等は含みません。

Q2. 助成額は？

・年度内 1 回まで、5万円を限度に助成します。

※検査や治療内容によっては、上限額が 5 万円に満たない場合があります。

Q3. 対象となるのはどんな人ですか？



【次のすべての要件に該当している方】

- ①法律上の婚姻をしている夫婦
- ②申請者またはその配偶者が不育症治療等を終了した日、および申請日において市内に住所を有している。
- ③2 回以上の流産等により、医師に不育症と診断された。
- ④医療保険各法の被保険者、組合員、加入者、被扶養者である。
- ⑤市税に滞納がない。
- ⑥他の自治体が実施する同様の助成金等の交付を受けていない。

Q4. 申請できる期間は？

・不育症の治療等が終了した日の属する年度内に申請してください。

※やむを得ない理由で、年度内に申請ができないときは、ご相談ください。

Q5. 申請に必要なものは？



- ①不育症治療費助成金交付申請書兼請求書
- ②不育症治療等医療機関受診証明書(医療機関で記入してもらう必要があります)
- ③医療機関が発行する領収書および診療報酬明細書
- ④健康保険証の写し
- ⑤申請者及び配偶者の住所及び婚姻関係を証する書類
- ⑥市税に滞納がないことを証明する書類
- ⑦振込先の口座情報が分かるもの(通帳の写し等)
- ⑧印鑑(自署の場合は省略可)

※①・②は古河市子育て包括支援課窓口にあります。

古河市ホームページからもダウンロードできます。

※⑤・⑥については、公簿等により確認ができ、市職員による確認に同意が得られる場合は、書類の添付を省略することができます。



上記書類をそろえて、子育て包括支援課窓口へ申請してください。
(郵送での申請もできます。)

古河市のホームページ
にも、掲載しています。
参考に、ご覧ください。

【お問合せ・申請先】

古河市^{こそだ ほうかつしえんか}子育て包括支援課 (古河福祉の森会館内)
古河市新久田 271-1

電話:0280-48-6881